

人身傷害保険の保険金額は適切ですか？

人身傷害保険の保険金額は、
大きな事故、たとえば「事故で死亡された場合」に発生する損害の額を目安に設定します。
損害の額は、お客さまの**年齢**や**収入**、**家族構成**などによって異なりますが、

5,000万円以上となる場合が多いため、
十分な保険金額を設定しましょう。



人身傷害保険は、事故によりお客さまに実際に発生した以下の損害^(注1)をご契約の保険金額の範囲内で補償します。さらに、**重度後遺障害**^(注2)が発生し、かつ**介護が必要と認められる場合は保険金額が「無制限」**になります。

お支払いの対象となる損害

事故で治療を受けた場合	=	治療費等	+	精神的損害	+	休業損害	など
事故で後遺障害が発生した場合	=	治療費等	+	精神的損害	+	休業損害	+ 逸失利益 ^(注3) + 将来の介護料 など
事故で死亡した場合	=	治療費等	+	精神的損害	+	休業損害	+ 逸失利益 ^(注3) + 葬儀費 など

損害の額の例 以下金額は損害の額の一例です。損害の額はお客さまの年齢や収入、家族構成などによって異なります。

事故状況

運転中にわき見をして
ガードレールに衝突し
死亡した。



- 38才男性(死亡時38才)
- 年収600万円
- 家族は妻と子2人
- 重度の頭部外傷を負い
20日間の入院後死亡

治療費等	100万円
精神的損害	2,017万円
休業損害	33万円
逸失利益	8,059万円
葬儀費	100万円
合計	1億309万円

(千円単位を四捨五入)

自動車事故特約をセットすると、ご契約のお車に搭乗中等の事故だけでなく、補償の対象となる事故の種類を拡大します。

事故の種類	ご契約のお車に搭乗中等の事故	左記以外の自動車運行事故	
主な事故例	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした 	ご契約のお車以外の自動車 ^(注4) に搭乗中の事故でケガをした 	歩行中に自動車にはねられケガをした
人身傷害保険	○	× ^(注5)	×
自動車事故特約をセット	○	○	○

※「自動車事故特約」をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

(注1) 損害とは治療費、精神的損害、休業損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。

(注2) 普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1の第1~2級または<別表1>の2の第1~2級、第3級③④の後遺障害をいいます。

(注3) 後遺障害のために労働能力の一部もしくは全部を喪失したことまたは死亡したことにより発生した、将来得られたであろう経済的利益の損失をいいます。

(注4) 記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は除きます。

(注5) 「他車運転特約」等で補償されるケースがあります。

人身傷害保険の保険金額は、 「事故で死亡された場合」の損害の額を目安に設定することをおすすめします。

以下の表を参考に、人身傷害保険金額^(注)を見直しましょう。

(注)人身傷害保険金額は2,000万円以上を1,000万円単位の金額で設定します。2億円超での設定をご希望の場合、一律「無制限」での設定となります。

お客様の「**年令**」「**年収**」「**家族構成**」に近い区分の損害の額をご確認ください。

死亡による損害の額の例(当社基準にて算出)

(単位:万円)

年令	家族構成	年収	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
25才	独身		4,070	5,255	6,440	7,625	8,810	9,995	11,180	12,365	13,551
	夫婦のみ		4,944	6,366	7,788	9,210	10,632	12,054	13,476	14,899	16,321
	夫婦+被扶養者1名		5,181	6,722	8,262	9,803	11,343	12,884	14,425	15,965	17,506
	夫婦+被扶養者2名		5,418	7,077	8,736	10,395	12,054	13,713	15,373	17,032	18,691
30才	独身		3,917	5,025	6,133	7,242	8,350	9,458	10,567	11,675	12,784
	夫婦のみ		4,760	6,090	7,420	8,750	10,080	11,410	12,740	14,070	15,400
	夫婦+被扶養者1名		4,982	6,423	7,863	9,304	10,745	12,186	13,627	15,068	16,509
	夫婦+被扶養者2名		5,203	6,755	8,307	9,858	11,410	12,962	14,514	16,065	17,617
35才	独身		3,739	4,758	5,778	6,797	7,817	8,836	9,856	10,875	11,895
	夫婦のみ		4,547	5,770	6,993	8,217	9,440	10,663	11,887	13,110	14,333
	夫婦+被扶養者1名		4,751	6,076	7,401	8,726	10,052	11,377	12,702	14,028	15,353
	夫婦+被扶養者2名		4,954	6,382	7,809	9,236	10,663	12,091	13,518	14,945	16,372
40才	独身		3,533	4,449	5,365	6,282	7,198	8,114	9,031	9,947	10,864
	夫婦のみ		4,299	5,399	6,498	7,598	8,698	9,797	10,897	11,997	13,096
	夫婦+被扶養者1名		4,483	5,674	6,865	8,056	9,248	10,439	11,630	12,821	14,013
	夫婦+被扶養者2名		4,666	5,949	7,232	8,514	9,797	11,080	12,363	13,646	14,929
45才	独身		3,294	4,091	4,887	5,684	6,481	7,278	8,075	8,872	9,669
	夫婦のみ		4,012	4,969	5,925	6,881	7,837	8,794	9,750	10,706	11,662
	夫婦+被扶養者1名		4,172	5,208	6,244	7,280	8,315	9,351	10,387	11,423	12,459
	夫婦+被扶養者2名		4,331	5,447	6,562	7,678	8,794	9,909	11,025	12,140	13,256
50才	独身		3,017	3,675	4,333	4,992	5,650	6,308	6,966	7,625	8,283
	夫婦のみ		3,680	4,470	5,260	6,050	6,840	7,630	8,420	9,210	10,000
	夫婦+被扶養者1名		3,812	4,667	5,523	6,379	7,235	8,091	8,946	9,802	10,658
	夫婦+被扶養者2名		3,943	4,865	5,786	6,708	7,630	8,551	9,473	10,395	11,316
55才	独身		2,830	3,394	3,959	4,524	5,089	5,654	6,218	6,783	7,348
	夫婦のみ		3,456	4,133	4,811	5,489	6,167	6,844	7,522	8,200	8,878
	夫婦+被扶養者1名		3,568	4,303	5,037	5,771	6,505	7,240	7,974	8,708	9,442
	夫婦+被扶養者2名		3,681	4,472	5,263	6,054	6,844	7,635	8,426	9,216	10,007
60才	独身		2,695	3,193	3,691	4,189	4,686	5,184	5,682	6,179	6,677
	夫婦のみ		3,294	3,892	4,489	5,086	5,683	6,281	6,878	7,475	8,072
	夫婦+被扶養者1名		3,394	4,041	4,688	5,335	5,982	6,629	7,276	7,923	8,570
	夫婦+被扶養者2名		3,494	4,190	4,887	5,584	6,281	6,977	7,674	8,371	9,068

※上記の表の金額は、以下の条件のもと、当社の普通保険約款<別紙>人身傷害条項損害額基準に基づいて計算した損害の額の一例です。損害の額は、精神的損害・逸失利益(有職者)・葬儀費の合計額です。実際の事故でお支払いする保険金の額とは異なる場合があります。また、事故の相手方から受け取る損害賠償金の額と異なる場合があります。

- (1)精神的損害:上表の「独身」は一家の支柱でないものとし、「独身」以外は一家の支柱としています。①「独身」…1,600万円 ②「独身」以外…2,000万円
- (2)葬儀費:一律100万円

**上記の表で選んだ損害の額を目安に
適正な人身傷害保険金額を設定してください。**

用語の説明	損害	治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また、損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定します。
	逸失利益	後遺障害のために労働能力の一部もしくは全部を喪失したことまたは死亡したことにより発生した、将来得られたであろう経済的利益の損失をいいます。
	年収	原則として、事故前1か年間または症状固定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額で、かつ、事故または症状固定前年の確定申告書、市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。

- 『GK クルマの保険』は家庭用自動車総合保険、『自動車保険・一般用』は一般自動車総合保険、『はじめての自動車保険』は個人用自動車保険の略称です。
- このチラシは、人身傷害保険の保険金額設定(有職者)の概要をご説明したものです。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご覧ください。また、ご不明な点については代理店・扱者または当社までお問合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社

ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
 <チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス> こちらから
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> アクセスできます▶



<お客さまデスク> 0120-632-277(無料)